

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成28年6月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業)	仁池地区	平成27年10月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	岡池地区	平成28年3月25日
観音寺市一ノ谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	石之経地区	平成27年12月25日
〃	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業)	池下地区	平成28年3月25日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	本村地区	平成28年3月25日
〃	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業)	宮高地区	平成28年3月25日
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	エビス地区	平成28年2月15日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	玉田1号地区	平成28年3月25日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	村道下2号地区	平成28年3月25日
〃	単独県費補助土地改良事業 (さく井改修事業)	黒淵中河原地区	平成28年2月15日